

子育て支援・保護者支援

保育士等キャリアアップ研修

第一幼児教育短期大学

松崎 優

単元① 保護者支援・子育て支援の意義

ポイント

- 子育て支援の必要性
- 児童福祉法、保育所保育指針における保護者支援・子育て支援
- 子育て支援の二つの側面、保護者支援・子育て支援の範囲
- 保護者支援・子育て支援について情報交換をする
- 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 保護者支援・子育て支援における保育士の専門性の活用

保護者支援・子育て支援の必要性

○人口・家族構成・地域社会の変化

①産業の変化

第一次産業を中心とした社会構造では、地縁や血縁関係における互助の関係が生じやすく、子育てに関わる家族構成員や地域住民が多く存在した。

第三次産業（サービス業など）が増加するにつれ、人口は都市部に集中することとなり、地域に存在した互助の関係が崩れることとなった。

②都市部への人口流出と地域関係の希薄化

高度成長期を境に都市部への人口流出が顕著となり、人口の増減にも地域間格差が生じている。これまでの地縁・血縁関係において成り立っていた地域社会の関係は希薄化し、子育て家庭が孤立しやすい状況が生じている。

保護者支援・子育て支援の必要性

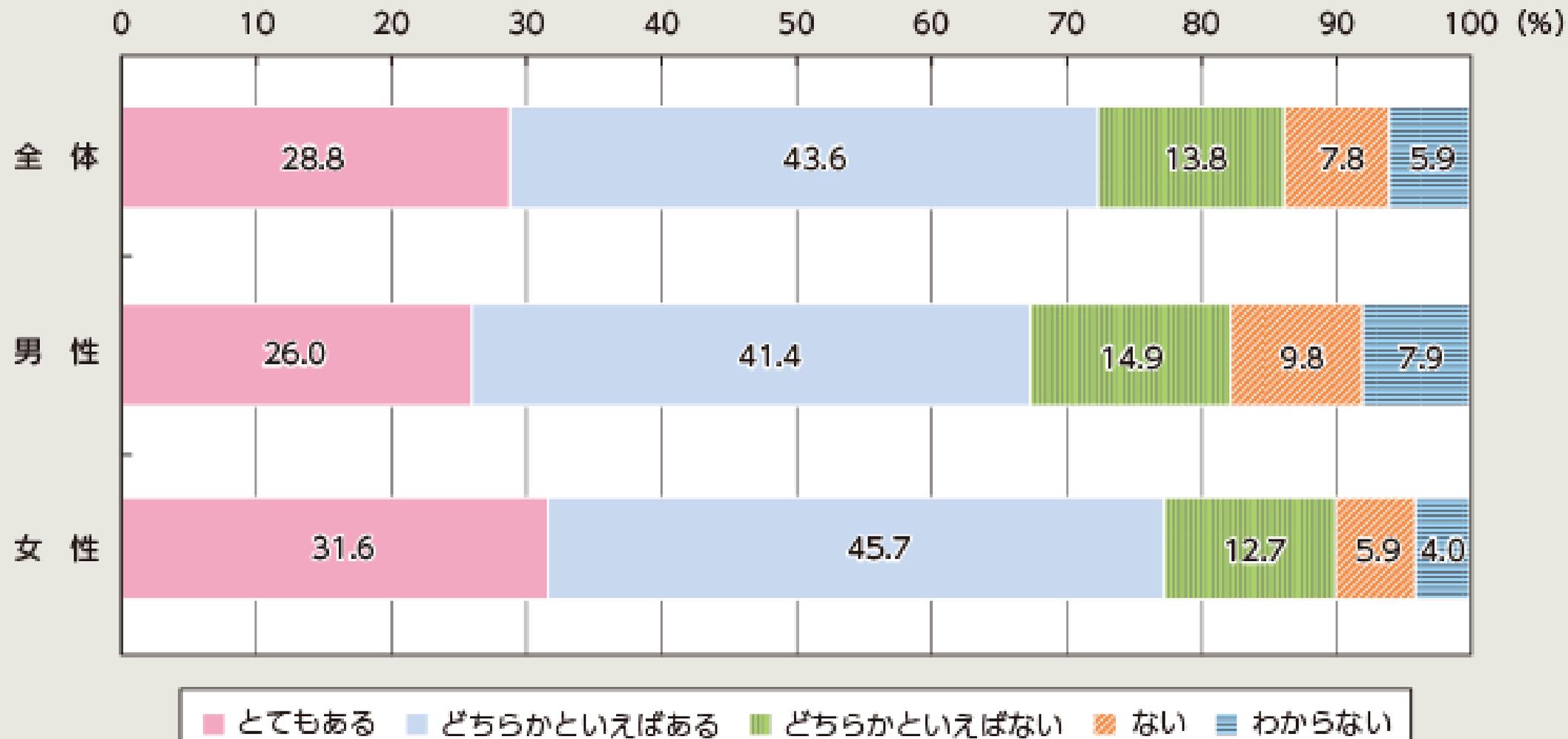
○人口・家族構成・地域社会の変化

③拡大家族から核家族への変化

核家族（夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子ども）は家族構成比の約6割を占めている。このことは、子どもの育児にかかわる構成員の少なさを意味しており、近年課題となっている「育児のワンオペ」や「産後うつ」などが生じやすい状況となっている。

※このような状況が重なり、保護者を支えたり、子育てを支えるための社会資源が減少してしまい。さまざまな課題を抱える子どもとその家族が増えてきたことから保育園等における保護者支援と子育て支援の必要性が高まってきた。

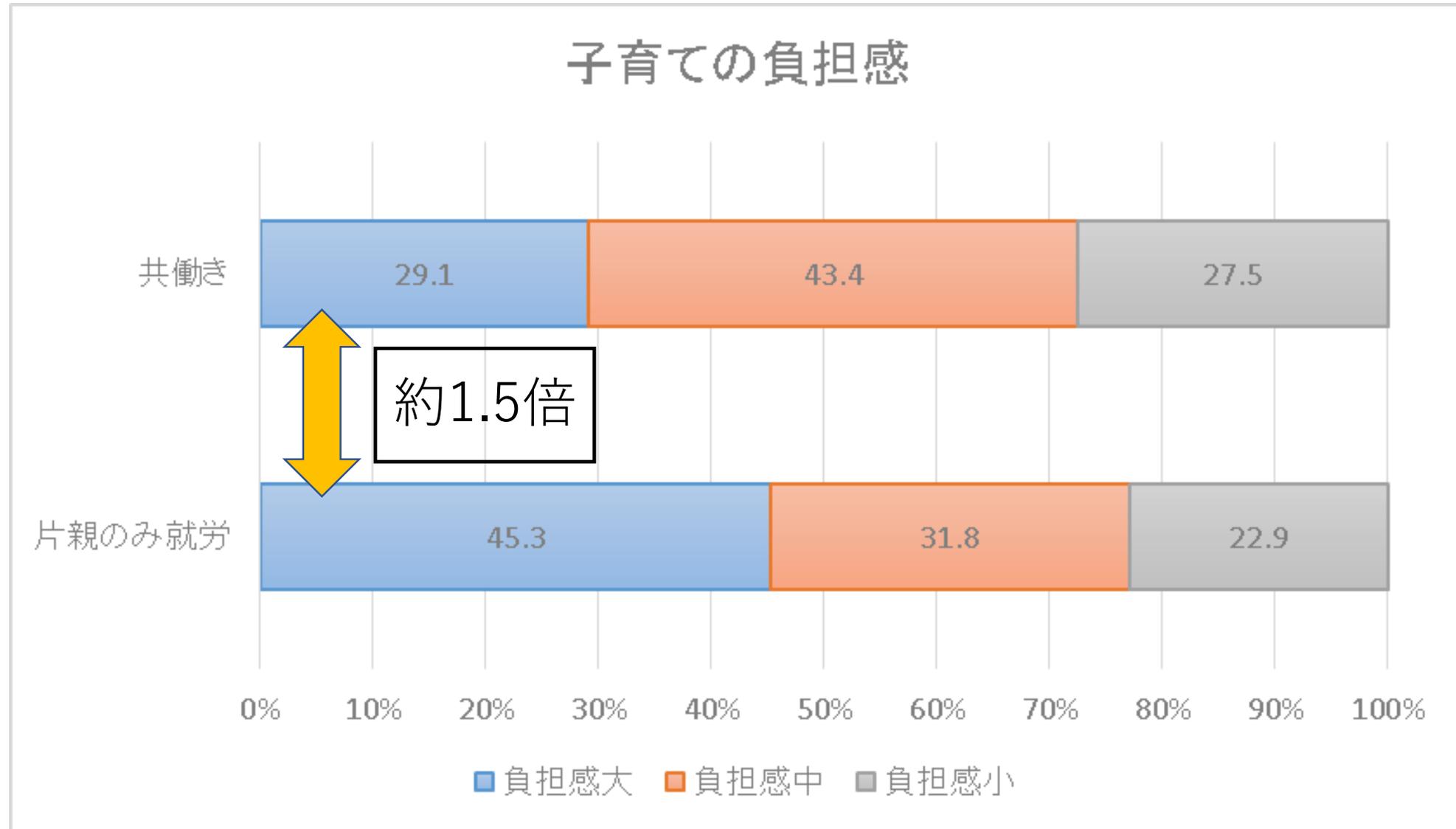
図表 1-3-52 子育てをしていて負担・不安に思う人の割合



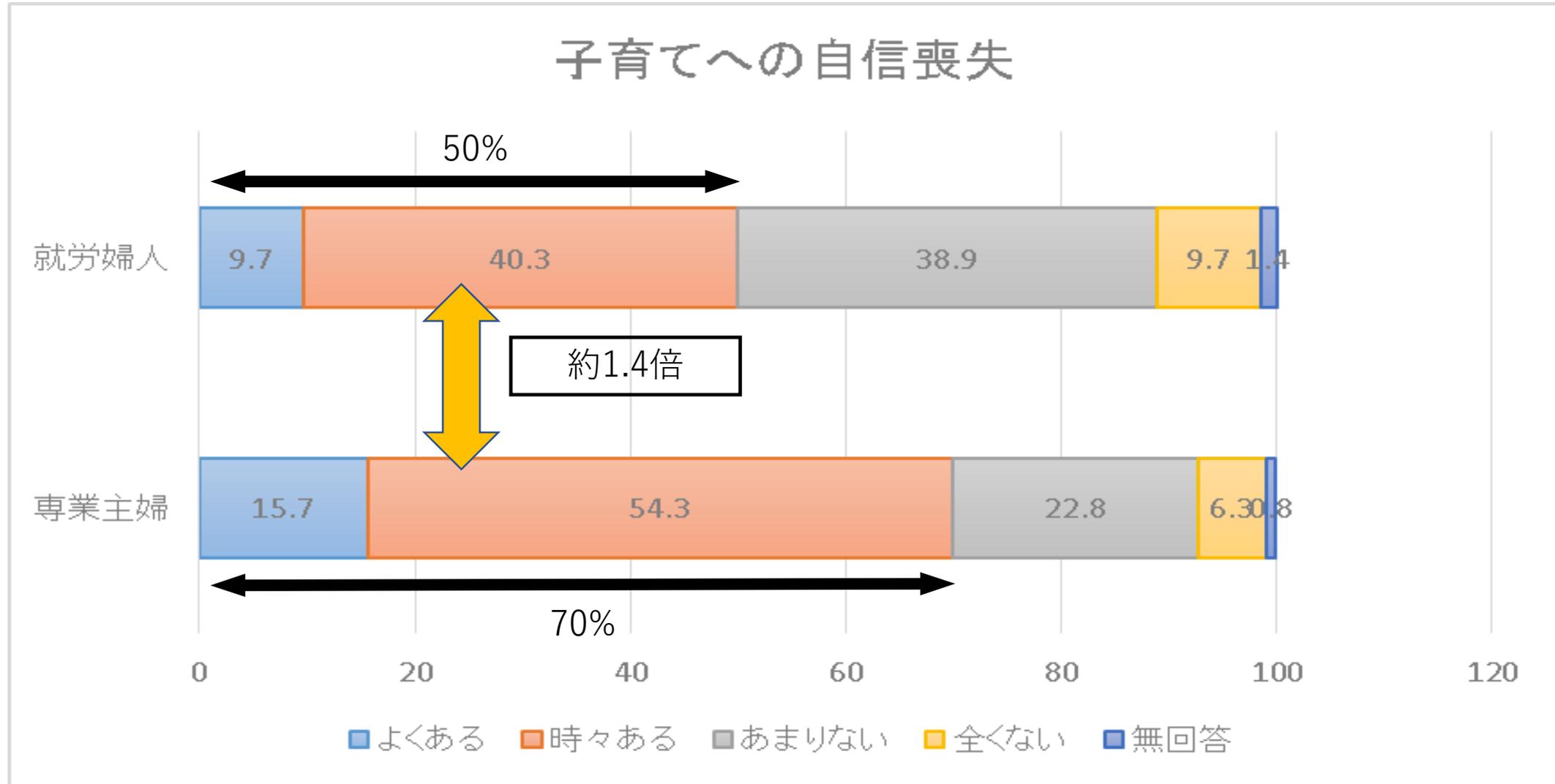
資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「人口減少社会に関する意識調査」(2015年)

(注) 0歳～15歳の子どもがいる人を対象に質問

○核家族の課題：子育ての負担感



○核家族の課題：子育てに対する自信喪失



保護者支援・子育て支援の必要性

地域社会や家族機能の弱体化

○地域社会の共同行為（村十分）

- ①出産 ②結婚式 ③旅行 ④年回忌 ⑤火事の消火 ⑥災害時の助けあい
- ⑦新改築 ⑧葬式 ⑨成人式 ⑩病気の世話

※以前は、地域社会の中で行われていたことが、細分化され専門化されている。

○家族の機能

「食事、入浴、睡眠の場」 「出産、育児、教育」 「介護、看護」
「経済的扶養」 「情緒的受容」

⇒そのほとんどが社会的サービスの活用と省力化の傾向にある

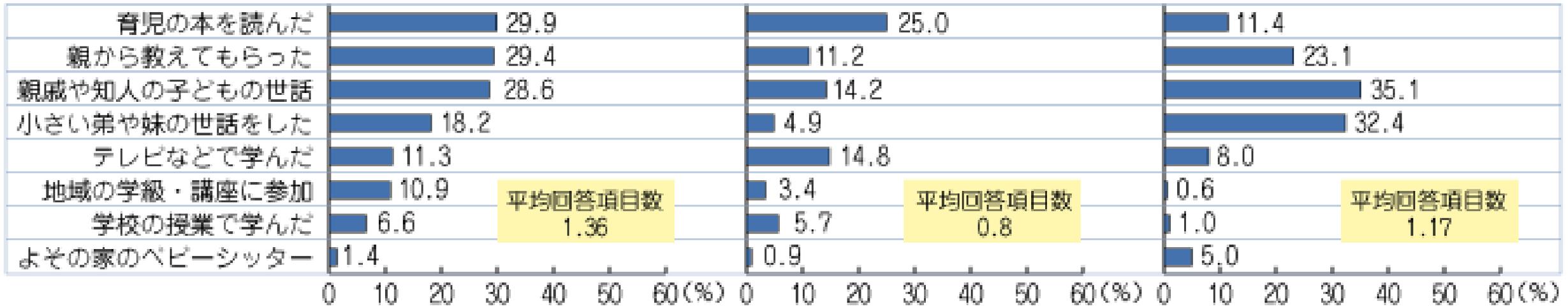
“情緒的受容” ⇒ 絆や団らんは家族が基本！

■ 親になることについての経験・学習

日本

韓国

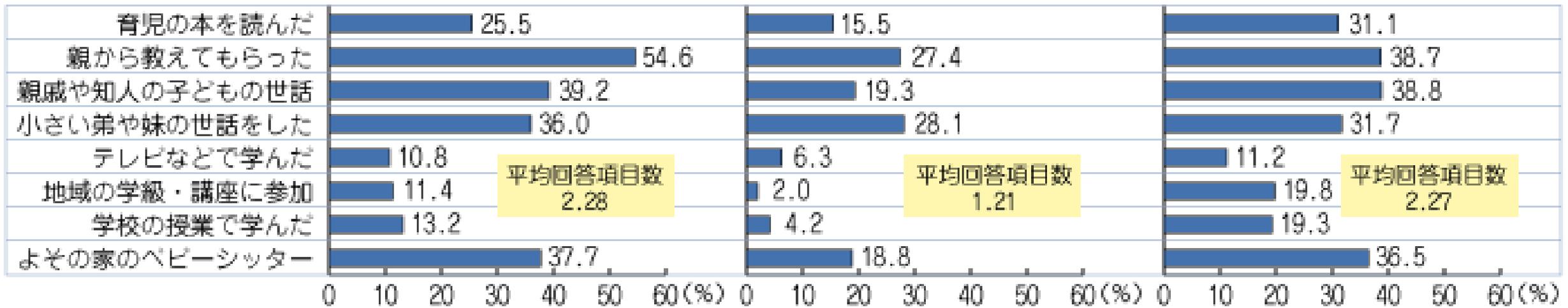
タイ



アメリカ

フランス

スウェーデン



* 平均回答項目数は「とくに学んだり経験したことはない」「無回答」を除いた数を標本数で割ったもの

グループに分かれて考えてみましょう！

- 実際に保護者の方にかかわる中で、驚いた子育ての方法や考え方があれば紹介しましょう。
- 自分が子どもの頃の親の子育てと今の親の子育てを比べて変化していることなどについて語ってみましょう。
- 子どもの遊びや成長・発達から気になる子育てについて語ってみましょう

保護者支援・子育て支援の必要性

これからの子育て支援の方向性

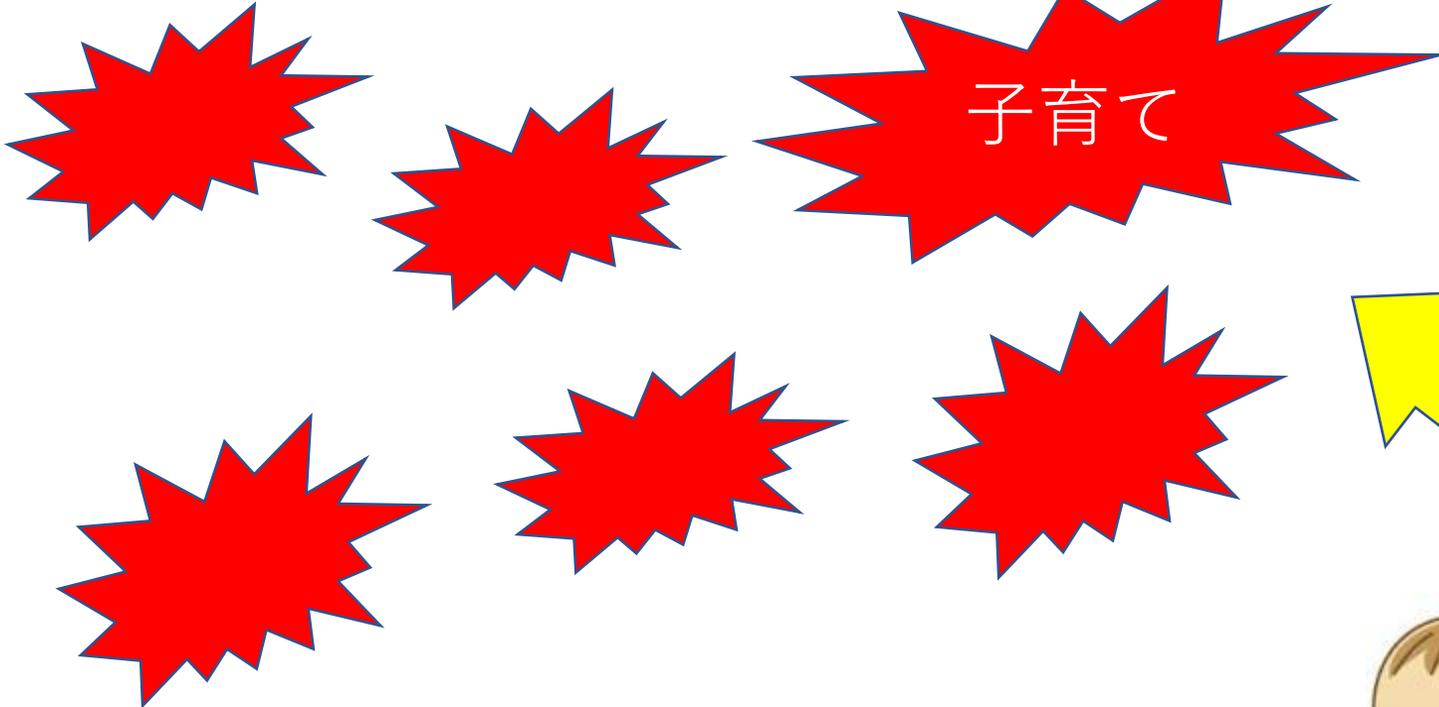
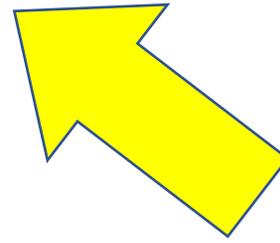
- ①保護的福祉、児童福祉から「支援的福祉」「児童家庭福祉」へ
- ②血縁・地縁型子育てネットワークから「社会的子育てネットワーク」へ
- ③与えられる福祉から「選ぶ（選ばれる）福祉」へ
- ④点の施策から「面の施策」へ
- ⑤成人の判断から「子どもの意見も」へ
- ⑥親族の情愛、家庭への介入抑制から「子の権利のための介入促進」へ
- ⑦保護的福祉から「ウェルビーイング（wellbeing）」へ

理念・理想
あるべき姿

仕事

家事

子育て



理念・理想
あるべき姿

仕事

家事

社会の手助け
制度政策

子育て



児童福祉法における保護者支援・子育て支援

児童福祉法 第1条

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない

児童福祉法における保護者支援・子育て支援

児童の権利に関する条約の4つの原則

- ①命を守られ成長できること
- ②子どもにとって最も良いこと
- ③意見を表明し参加できること
- ④差別のないこと

子どもたちの権利を大別すると



育つ権利



生きる権利



守られる権利



参加する権利

第2条 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて
第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに
健やかに育成する責任を負う

※児童の権利に関する条約において「親や家族の支援を通して、子どもの発達
や権利を保障する」ことの必要性が示されている。

保護者支援・子育て支援の目的

⇒ 保護者が子育ての主体として、適切な養育ができるようにはたらき
かけること

保護者支援・子育て支援の二つの側面

①保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

児童福祉法第18条の4「保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」との規定から、入所児童の保護者に対する支援は必須となる。

②地域の子育て家庭の保護者に対する支援

児童福祉法第48条の4により、保育に支障がない範囲で行うものとされている。地域子育て支援拠点事業や一時預かり、園庭開放や体験保育などが実施されている

保護者支援・子育て支援の対象とその範囲

ミクロ（個人を対象とした支援）

配慮を必要とする子どもの保護者や保護者自身が抱える課題により個別に支援が必要となる保護者への支援範囲

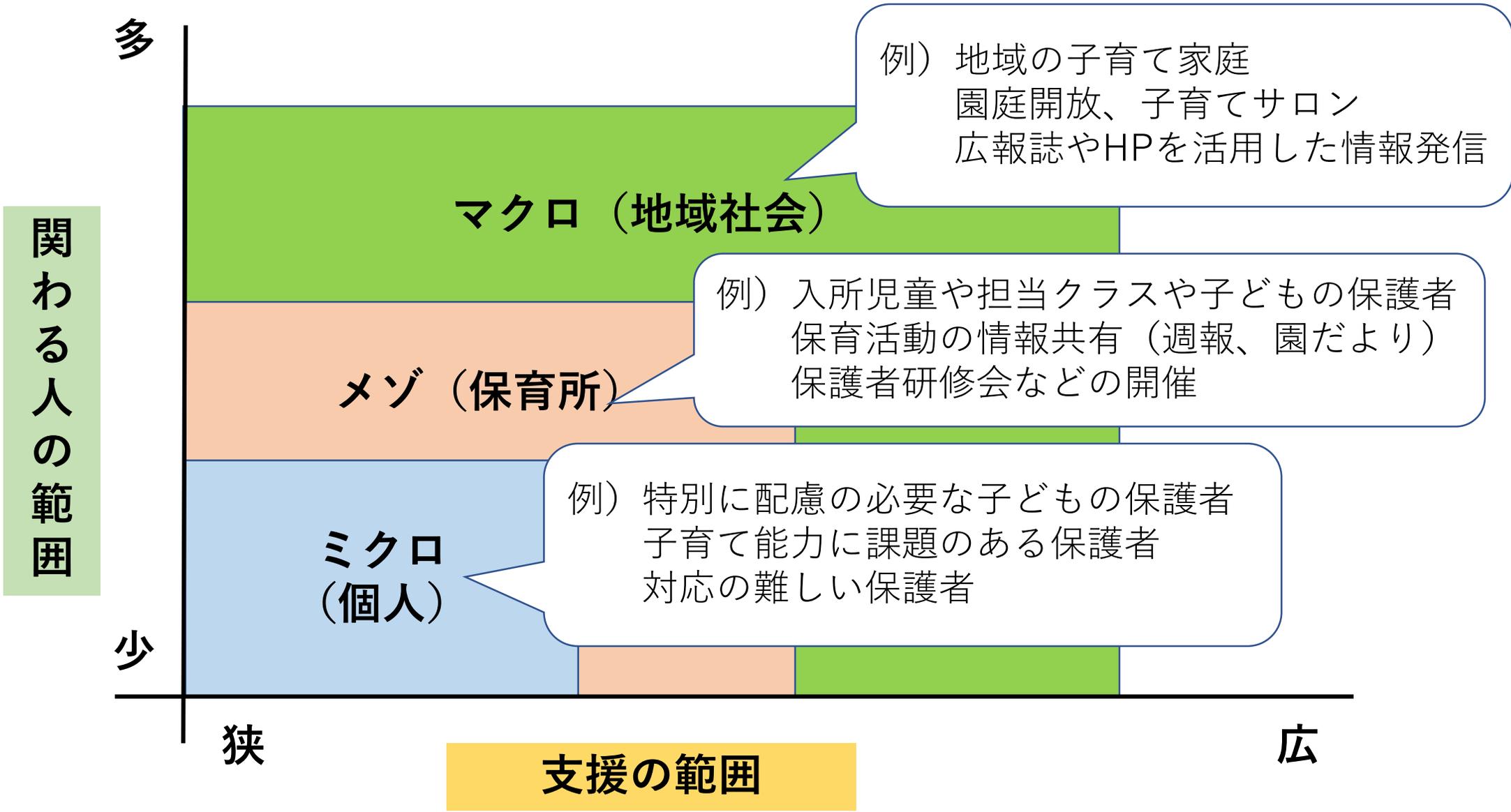
メゾ（入所児童の保護者全体に対する支援）

週報などによる保育活動の情報の提供、保護者を対象とした研修会の開催
子育てに関する情報の提供

マクロ（地域に住む子育て家庭に対する支援）

一時保育事業、園庭開放、子育てサロン、子育て相談会などの実施

※ミクロ・メゾの範囲には、日々の保育・教育活動が含まれる



保育所保育指針における保護者支援・子育て支援

保育所保育指針 第1章 総則

(1) 保育所保育に関する基本原則

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(2) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助にあたらなければならない。

保育所保育指針における保護者支援・子育て支援

保育所保育指針 第4章

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア) 地域や家庭の実態等を踏まえる、保護者の受容と相互の信頼関係
自己決定の尊重

イ) 保育士の専門性と保育所の特性の活用、子どもの成長への気づきを支える

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア) 関係機関との連携、保育所全体の体制構築

イ) プライバシー保護と秘密保持

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

○保育所の特性（保育所保育指針解説：厚生労働省）

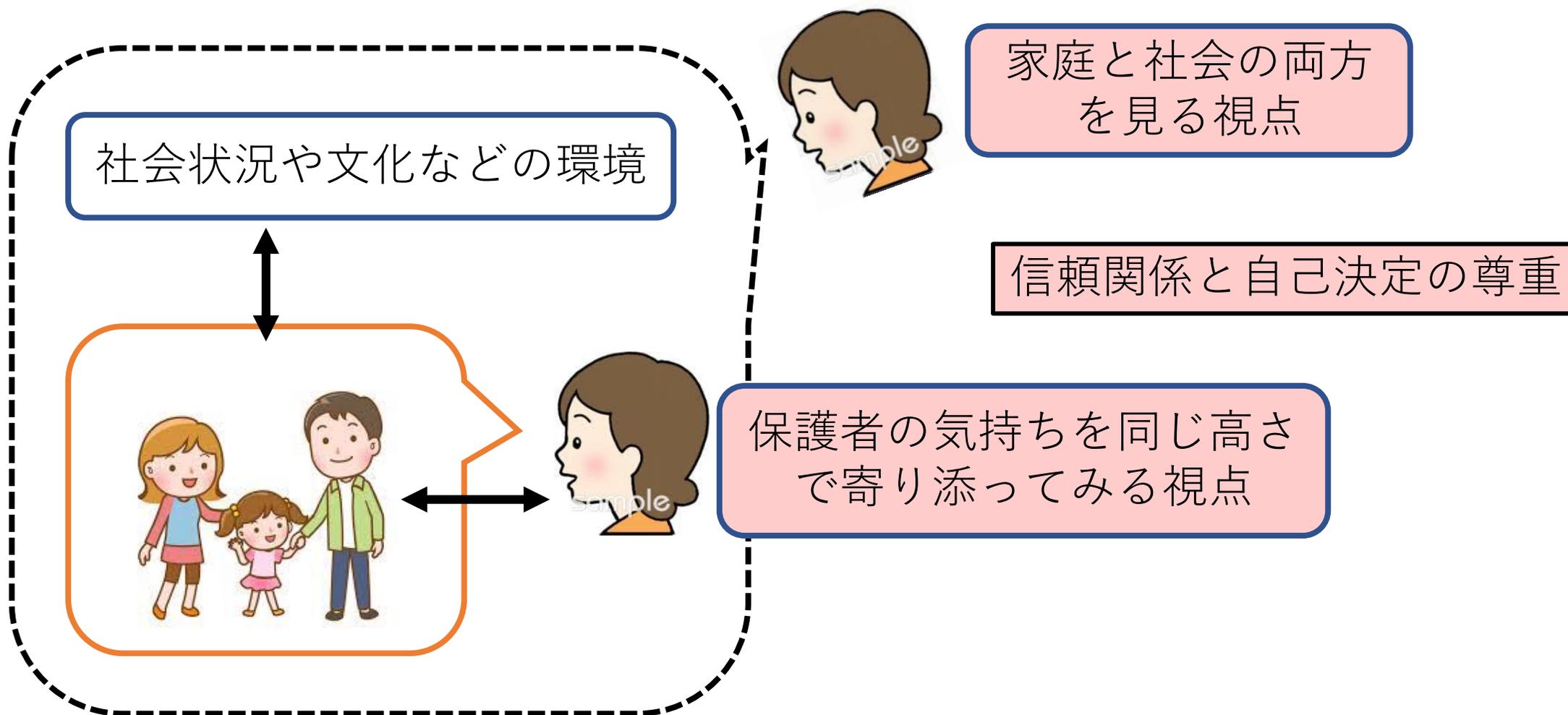
- ①日々の保育を通して、保護者との継続的・長期的かかわりがある。
- ②保育士・看護師・栄養士等のさまざまな専門職が配置されている
- ③さまざまな年齢の子ども集団が存在する
- ④子どもの発達に適した保育環境がある
- ⑤公的施設としてさまざまな社会資源との連携が可能である

※保育士の強みは何か

他の専門職にない保育士の強みは、子どもとその保護者の日常にかかわり子育ての苦労や喜びを感じたり、子どもの成長を共に願ったりできることです。時に、長年の友人のように、時に専門職として子育てを支えることにあります。

子どもの成長への気づきを支える

—保護者を理解し支援するための総合的視点—



(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

○関係機関との連携、保育所全体の体制構築

子どもの育ちに関係するさまざまな関係機関や関係者と「連携」「調整」することは親の不安を解消し、子どもの健やかな発達を支援するために必要不可欠である。

関係機関との連携・協働や地域の情報の把握及び保護者への情報提供に当たっては、保育所全体での理解の共有や、担当者を中心とした保育士等の連携体制の構築に努め、組織的に取り組むことが求められる。

詳しい内容は「単元③ 地域における子育て支援」で取り上げます。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

○プライバシーの保護と秘密保持

子どもの保育と教育を担う、保育所等では、時にその家庭のプライバシーを知ることがある。これらの情報は、当然のこととして、保護され、秘密が保持されるべき事柄である。【児童福祉法18条の22】

—外部に情報を出す際などに取り扱いを注意すべき情報の例—

- ・ 家族構成、保護者の職業、出自、信仰、家族歴など
- ・ 子どもの成長、発達状況（特に障がいのこと）、保護者の精神的疾患
- ・ 相談内容（内容の軽重に関係無く、本人に無断で他の保護者に伝えるはNG）

※児童虐待については、秘密保持に優先して通告義務があります！

グループに分かれて考えてみましょう！

- 所属する園においてプライバシー保護や秘密保持についてルールがあれば共有しましょう！ルールがないところは、こうした方がいいでも構いません。
例) △△は持ち出し禁止、個人のSNSに子どもを載せることは禁止
□□は☆☆のみ扱うことができる。××の連絡担当者は主任のみ
- 園外に情報を出す（ホームページやパンフレットなど）際に気を付けていることがあれば共有しましょう！
- プライバシー保護や秘密保持に関する意識の高まりから、活動しにくかったり気を配ったりしなくなることがあれば共有しましょう。

保育所保育指針における保護者支援・子育て支援について理解する

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

- ア) 日々の様子の伝達と収集、保育の意図の説明、保護者との相互理解
- イ) 保育活動に対する保護者の積極的な参加の促進

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

- ア) 保護者の状況や子どもの生活の連続性を考慮した多様な事業の展開
- イ) 発達に課題を有する子どもの保護者に対する個別支援
- ウ) 特別な配慮を必要とする家庭への個別支援

(1) 保護者との相互理解

家庭と保育所が互いに理解し合い、その関係を深めるためには、保育士等が保護者の置かれている状況を把握し、思いを受け止めること、保護者が保育所における保育の意図を理解できるように説明すること、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応すること、保育士等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要です。

（２）保護者の状況に配慮した個別の支援

○多様な家族の形態

ひとり親家庭、再婚家庭（ステップファミリー）、外国籍の保護者の家庭
発達に課題のある子どもの家庭、経済的に困難な状況にある家庭、子育て
に不安を抱える家庭など様々な家庭があり、保護者の置かれた立場も様々です。
保育所は、その状況に応じて保育事業を展開したり、関係機関との連携を図り
個別の支援を実施します。その際、子どもの福祉が尊重されるように努力し、
子どもの生活の連続性が考慮されるように配慮することが必要となります。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

○ひとり親世帯：83万8,727世帯（平成27年）

母のみ：75万4,724世帯（約90%） 父のみ：8万4003世帯（約10%）

母親のみの世帯は収入が少なく、経済的課題を抱えやすい

○ステップファミリー（再婚家庭）

家族間の葛藤、養親と子どもとの関係、養親に対する過度な期待

実親との関係、子どもによる「試し行動」、子育てに関する自信喪失

○外国籍の保護者の家庭

2020年度出生数 1万8327人（約2%） 50人に1人の割合

食生活をはじめとした文化の違い、子育ての価値観の違い

その他にも・・・発達に課題のある子どもの保護者、子育てに不安がある家庭

保育所保育指針における保護者支援・子育て支援について理解する

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

- ア) 育児不安等に対する個別支援
- イ) 不適切な養育が疑われる場合の対応
虐待が疑われる場合の対応

（３）不適切な養育等が疑われる家庭への支援

○不適切な養育等が疑われた場合

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合には、保育所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に気を配り、関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切です。

○配偶者間暴力（DV）

配偶者間暴力は夫婦の問題と考えられますが、子どもが暴力を目にすることは心理的虐待にあたります。保護者の様子などから配偶者間暴力が疑われる場合にも配慮が必要となります。

保育所保育指針における保護者支援・子育て支援について理解する

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア) 地域の保護者に対する積極的な子育て支援

イ) 一人ひとりの子どもと日常の保育との関連に配慮した活動の展開

(2) 地域の関係機関等との連携

ア) 地域の関係機関等との積極的な連携と協働

地域の人材と積極的に連携を図る

イ) 地域の子どもを巡る諸課題への対応

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携及び協力

3. 地域の保護者等に対する子育て支援

地域の子育てをしている保護者にとって、気軽に訪れ、相談することができる保育所が身近にあることは、家庭で子どもを育てていく上での安心感につながります。育児不安を和らげ、虐待の防止に資する役割が保育所にも求められていることを踏まえ、地域の子育て家庭を受け入れていくことが重要です。地域の実情に応じた取組を通して、それぞれの地域が抱える子育ての課題や多様な保護者への理解を積み重ねていくことで、保育所は、更に地域の実態に即した子育て支援を行うことができるようになっていきます。こうした経験を通じて得た地域の子育て家庭への理解を、各保育所の体制に応じて支援に生かしていくことが望まれます。

子育て支援における保育士の専門性の活用

①発達援助の知識・技術

乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識をもとに子どもの育ちを見通し
一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術

②生活援助の知識・技術

子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術

③環境構成の知識・技術

物的環境、自然環境、人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び
技術

子育て支援における保育士の専門性の活用

④遊びを豊かに展開する知識・技術

子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識及び技術

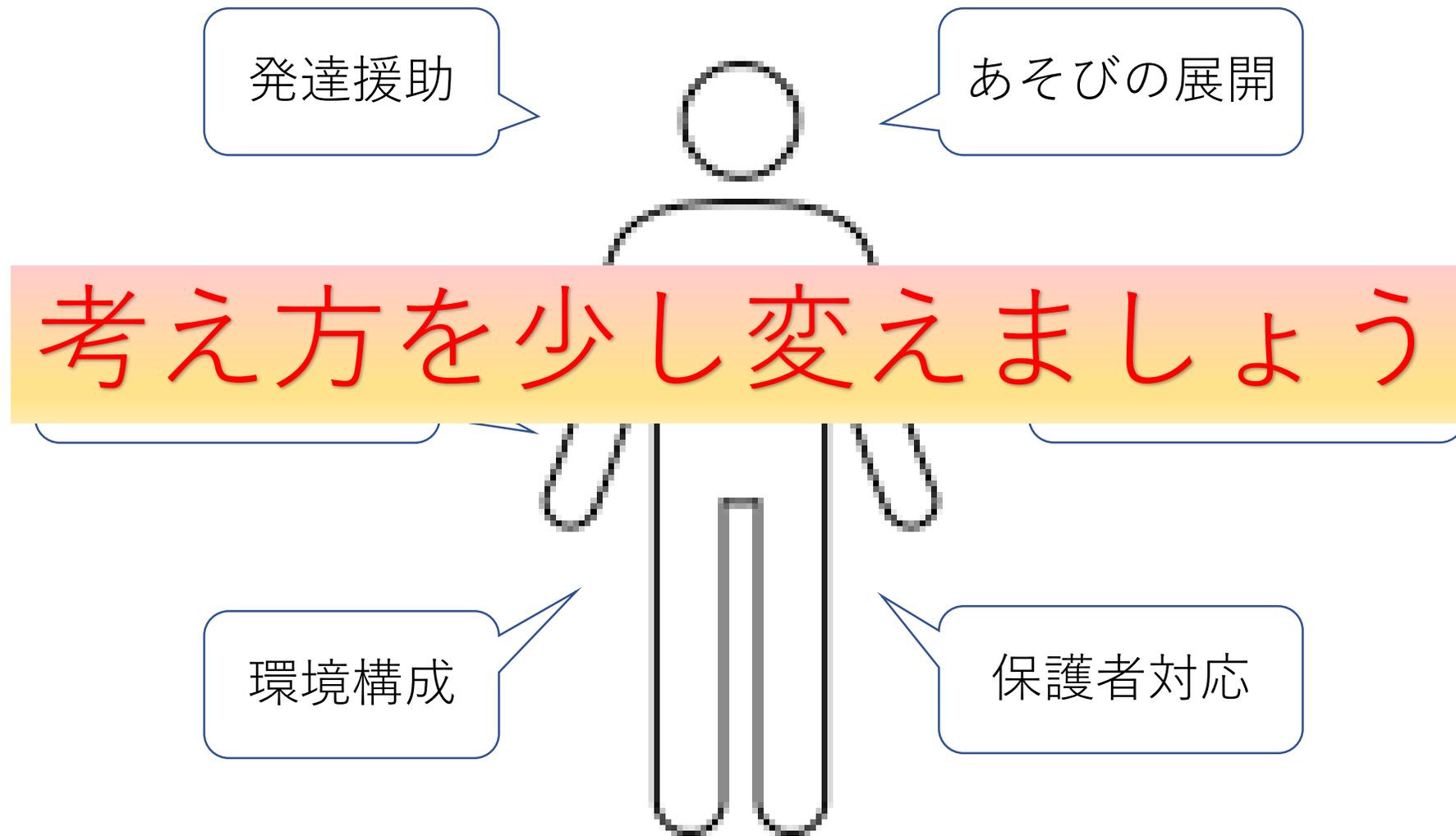
⑤関係構築の知識・技術

子ども同士のかかわりや子どもと保護者の関りなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら援助していく援助及び技術

⑥保護者に対する相談・助言の知識・技術

保護者等への相談、助言に関する知識及び技術

子育て支援における保育士の専門性の活用



子育て支援における保育士の専門性の活用

○保育士の専門性の種類は保護者が悩んでいること、知りたいことに通じる

すべての項目を完璧にこなすというよりは、専門性の種類は、保護者も悩んでいることが含まれている（＝保護者支援・子育て支援の対象）と考えましょう

例) 生活援助 ⇒ トイレトレーニングの始める時期はいつがいい？

我慢できるためようになるためには飛んだり、跳ねたり走ったりが重要です。

遊びの展開 ⇒ 見立て遊びってなんだろう？

自分の子どもはいつもどんな遊びをしているのかな？

※日頃、保育園で実践していることを伝えることが重要です。

子育て支援における保育士の専門性の活用

○一人一人の保育士が得意なことを生かせるように考えましょう

保育所保育指針解説書に示された専門性のすべてを完璧にこなすことは至難の技です。苦手なことや難しいことに挑戦し、克服することも大切ですが目の前にいる子どもや保護者の方との時間には限りがあります。

自分が実践していること、得意なことを中心に保護者の方へ発信していくことが保護者支援・子育て支援につながります。

また、特別な配慮が必要な子どもの保護者とのかかわりは、チームワークが必要です。一人の保育士が指導と助言の二役を担うことは、十分な経験と技術が必要になります。保育所内で体制を整え、対応しましょう。

グループに分かれて考えてみましょう！

各園で実践している保護者支援・子育て支援を紹介しましょう！

成功したこと、苦労したこと、悩んでいることなどについても情報を提供してみてください。カメラをONにし、用意した資料を見せ合いましょう！

○所属する保育所に入所している子どもの保護者への提供資料

○地域に発信している情報提供資料

※事前に園だより、クラスだより、活動の様子の写真やパンフレットなど活動の様子がわかる資料を用意して下さい。

単元② 保護者に対する相談援助

～ポイント～

- ① 相談援助（ソーシャルワーク）とは
- ② 相談援助の価値、知識、方法、方策について
- ③ 保育者の実践するソーシャルワークの目的
- ④ 相談援助（個別支援）の展開過程
- ⑤ 事例を客観的にとらえる方法を理解し、他者に伝えること
- ⑥ 他者からの事例報告を聴く（きく）こと
- ⑦ 個人及び園全体の保育力の向上につなげること

相談援助（ソーシャルワーク）とは

ソーシャルワークの定義（国際ソーシャルワーカー連盟、2014）

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束**、および**人々のエンパワメントと解放**を促進する、**実践に基づいた専門職**であり学問である。

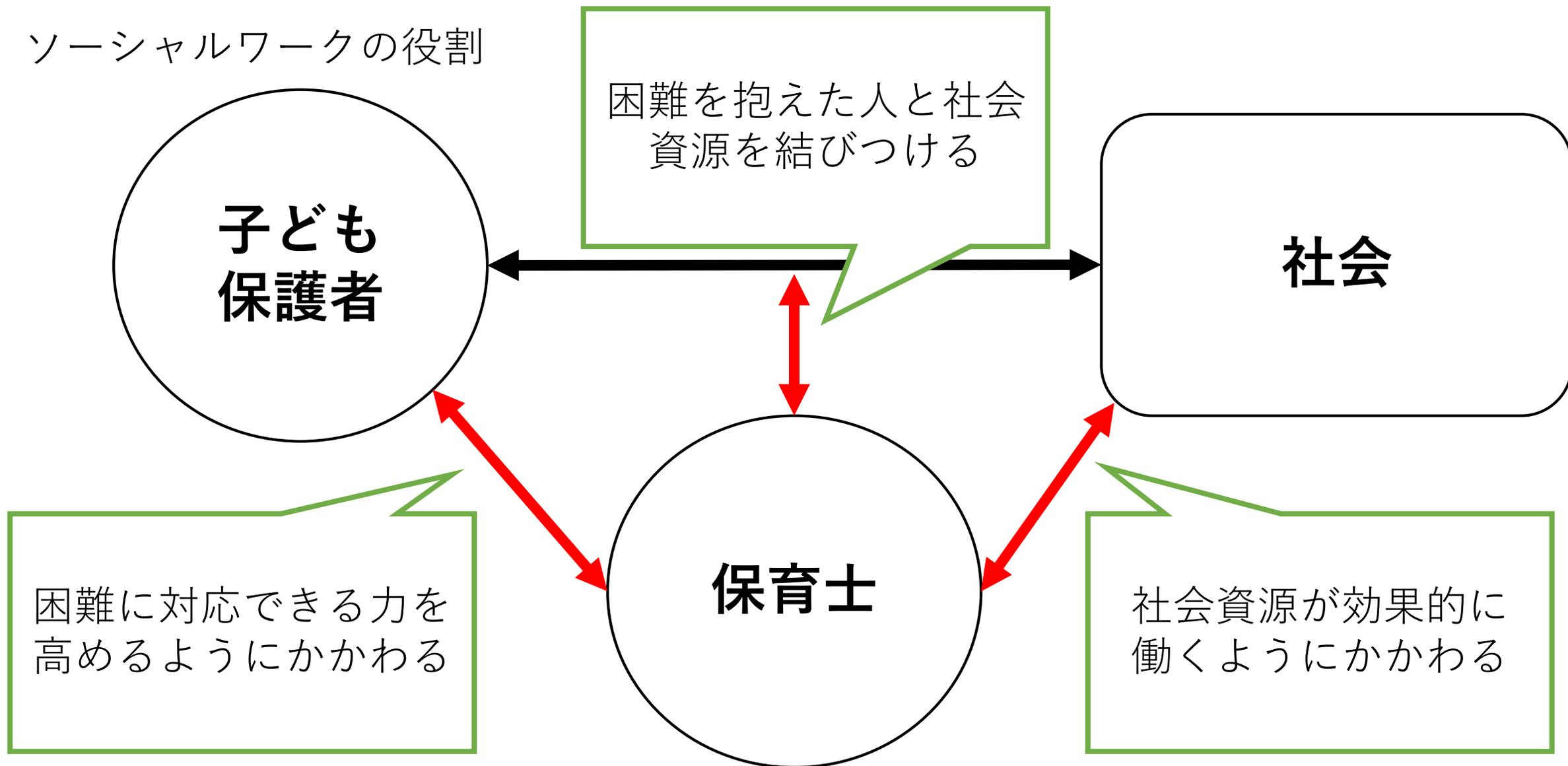
社会正義、人権、集団的責任、および**多様性尊重**の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の**知を基盤**として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組み**ウェルビーイングを高める**よう、**人々やささまざまな構造に働きかける**。

※エンパワメント ⇒ 抑圧されている、発揮されていない力を引き出す。

※ウェルビーイング（wellbeing） ⇒ よりよく生きる

相談援助（ソーシャルワーク）とは

ソーシャルワークの役割



相談援助の価値、知識、方法（技術）、方策について

価値

社会正義、人権、集団的責任、多様性の尊重、平等、発達保障、変化の可能性

知識

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知
バイステティックの7原則、関係領域（保健、福祉、医療分野など）の知識

方法・技術

保育技術、面接（カウンセリング）技術、記録技術、伝達技術

方策

家庭全体を支える制度、子どもを支える制度、保護者を支える制度

相談援助の価値、知識、方法（技術）、方策について

例えば・・・「価値」について考えてみましょう。

○個性とは何でしょうか？

「個性を伸ばす、個性を大事に、個性を育てる、子どもには個性があるから」
よく聞く、個性ですが、保育者が子どもや保護者にかかわる時、個性をどの
程度、意識していますか？どのように大切にしていますか？

そもそも個性とは何でしょうか？ あなたの個性は？

保護者を支援することを支える価値観を持つことが重要となります

保育者の実践するソーシャルワークの目的

○保育者の実践するソーシャルワークの目的は何か

「子どもの最善の利益」（あるべき姿）

⇒保護者支援、子育て支援は「子どもの最善の利益」を具現化するための方法の一つです。ここでいう「子どもの最善の利益」は特定の何かを意味するものではなく、保育者がかかわる一人ひとりの子どもの状況、家庭の状況に応じて変化するものです。

○保育実践は「設計科学」ともいわれ、あるべき姿【理想】を目標に、価値や理論、方法を作り上げていく科学と言えます。

グループに分かれて考えてみましょう！

○所属する園の保護者支援・子育て支援に関する理念や方針を研修前に書いておきましょう（省略したり、箇条書きで構いません）

理念・教育方針

※グループに分かれたら発表しましょう。またこの理念や方針を実現するために取り組んでいる活動を1つ皆さんに紹介しましょう

ソーシャルワークの展開過程

個別援助技術（ケースワーク）

個人とその家族を対象とし、本人及び家族、その環境、環境との接点に働きかけることを通して、社会的機能化を図ることを目的とする。

個別援助技術の展開過程

- ①受理面接（インテーク）
- ②事前評価（アセスメント）
- ③支援計画（プランニング）
- ④介入（インターベンション）
- ⑤振り返りと支援計画の見直し（モニタリング）
- ⑥事後評価及び終結（エヴァリュエーション）

インタビュー（受理面接）

インタビューの目標 【出会いと語り】

- ニーズや問題の発見
- 保護者との波長を合わせる
- 傾聴し、保護者の主訴（困り観）を把握する
- 保護者と保護者の置かれている環境についてできる限り理解する

※ポイント

- ①バイスティックの7原則
- ②専門職としての関係
- ③保護者を受け入れるための心構えと面接技法

インタビュー（受理面接）

～ バイスティックの7原則 ～

①個別化

一人ひとりの悩みや課題を常に新しい事例として個別に捉え、その人にとって相応しい支援方法を検討する。

②自由な感情表出

相手の感情表出をありのままに受け止め、相手の素直な感情表出を受容すること

③感情表出のコントロール

相手の感情や意図に巻き込まれないよう、自身の感情を客観視し統制すること

④非審判的態度

相手の考えや思い、信念を評価したり、適否や善悪を判断しないこと

インタビュー（受理面接）

～ バイステックの7原則 ～

⑤受容

相手に考えや思い、行動が逸脱したものであっても、それが相手にとっての真実であることを理解して受け止めること

⑥自己決定

判断や選択は自分自身で決定していくよう支援し、尊重すること

⑦秘密保持

相手のプライバシーを守り、ラポールを形成していくためにも守秘義務を厳守すること

インタビュー（受理面接）

保育者（専門職）としてのかかわり

- ①信頼関係を最初から作る
- ②契約関係（客観的關係）
- ③共感する
- ④知識・理論・専門的経験からアドバイスする
- ⑤自分のことは必要以上に話さない

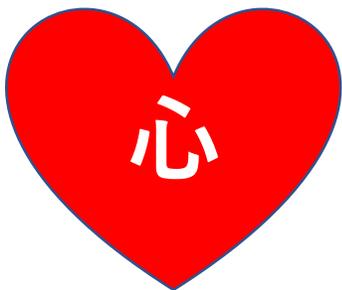
○信頼関係とは

信頼 ⇒ ラポール（rapport） 「人と人との間にある調和と円滑さ」

ラポール形成の3つの行動 ①肯定、②相互的注意、③調和性

專門職的關係

母親A
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



保育士としての倫理

保育士B
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



知識・理論

インタビュー（受理面接）

保護者を受け入れるための心構えと面接技法

- ①保護者の心配や不安など心情に配慮しながら十分に聞き取る
- ②改善が必要である課題は専門職の見解を正しく伝えるべき
- ③互いの考え方の違いについてやり取りを重ね、かみ合う部分を探す（相互理解）
- ④保護者の課題は子どもに変化がみられないと解決しないこともある

①保護者の心配や不安など心情に配慮しながら十分に聞き取る

—ポイント—

- ・ 支援する側に偏見などの意図がなくとも、保護者がそのように感じていないか。
- ・ 保護者がわが子の状態を理解していくペースを理解して保護者との関係を築いているか。伝え方の工夫が出来ているか。
- ・ 信頼関係の前段階になる“自らの思いを語る”（又は、語りたい）の経験を重視する。
- ・ 子どもにかかわる姿を直に見てもらおう、子どもを褒めながら、保護者を褒める。

②改善が必要である課題は専門職の見解を正しく伝えるべき

ーポイントー

- ・子どもの姿を正確に伝えきれているか。（困った子ではなく困っている子）

例) 「保育者の言うことを聞いてくれない」「やってくれない」

「指示が理解できない」

⇒活動の説明をしたあと、何をしたいかわからず待っていることがあります。

- ・アドバイスや支援の手立てがないまま、状態だけを伝えない
- ・各機関・施設において保護者に伝える内容を精査し、共通認識をもつ

③互いの考え方の違いについてやり取りを重ね、かみ合う部分を探す（相互理解）

ーポイントー

- ・相互理解が子どもの成長・発達に貢献することを保護者に理解してもらう。
- ・保護者が望むこと、保育園が保護者に望むことを具体的に話し合う機会を設ける必要があります。
- ・保育園、療育施設それぞれに強みがあります。そのことを保護者に説明し理解を得る努力が必要です。

④保護者の課題は子どもに変化がみられないと解決しないこともある

ーポイントー

- ・ 保育園の利点と療育施設の利点を理解してもらう。
- ・ 各療育施設の支援内容を保護者に説明する（担当者と保護者を引き合わせる）
- ・ 保護者を変えるために子どもを変える必要がある

事前評価（アセスメント）

アセスメントの目標【利用者理解】

- 子どもとその保護者についての情報を収集する
 - アセスメントを実施する（事前課題）
 - エコマップやジェノグラム、社会的支援マップを活用し、環境を視覚化する
 - 子どもとその保護者がかかえるニーズ。課題を確定する
- ポイント
- ①アセスメントのコツを知る
 - ②「気になる」を他者に伝えることを理解する
 - ③見立てを立てることの重要性を知り、その方法を知る

事前評価（アセスメント）

～アセスメントのコツ～

①多角的に利用者を理解する

②病名、症状名、障がい名、介護度、障害区分を記入する

③保護者の環境（家族、社会、福祉サービス、趣味など）について知る

④顕在化されたニーズ、潜在化されたニーズの視点をもつ

⑤保護者の願い、保育者の願いを考える

⑥情報を視覚化するなどしてわかりやすくする

事前評価（アセスメント）

①保護者を多角的とらえる視点

○ストレングスモデル

人々のもつ能力、活力、信念、可能性などの強さに焦点をあてる利用者を自らのエキスパートととらえ、経験や解釈に関心をもってかかわる。利用者と支援者の対等な関係

○生活モデル

人と環境の相互作用に焦点をあてる

環境との関係性を重視する。生活への適応を目的とする。

利用者の適応への能力を高めることが重要である

事前評価（アセスメント）

- ②病名、症状名、障がい名を記入する
- ③保護者の環境（家族、社会、福祉サービス、趣味など）について知る
- ④顕在化されたニーズ、潜在化されたニーズの視点をもつ
- ⑤保護者の願いと保育者の願いを考える

事前評価（アセスメント）

⑥情報を視覚化する方法（エコマップ、ジェノグラム）

○エコマップ（生態地図）

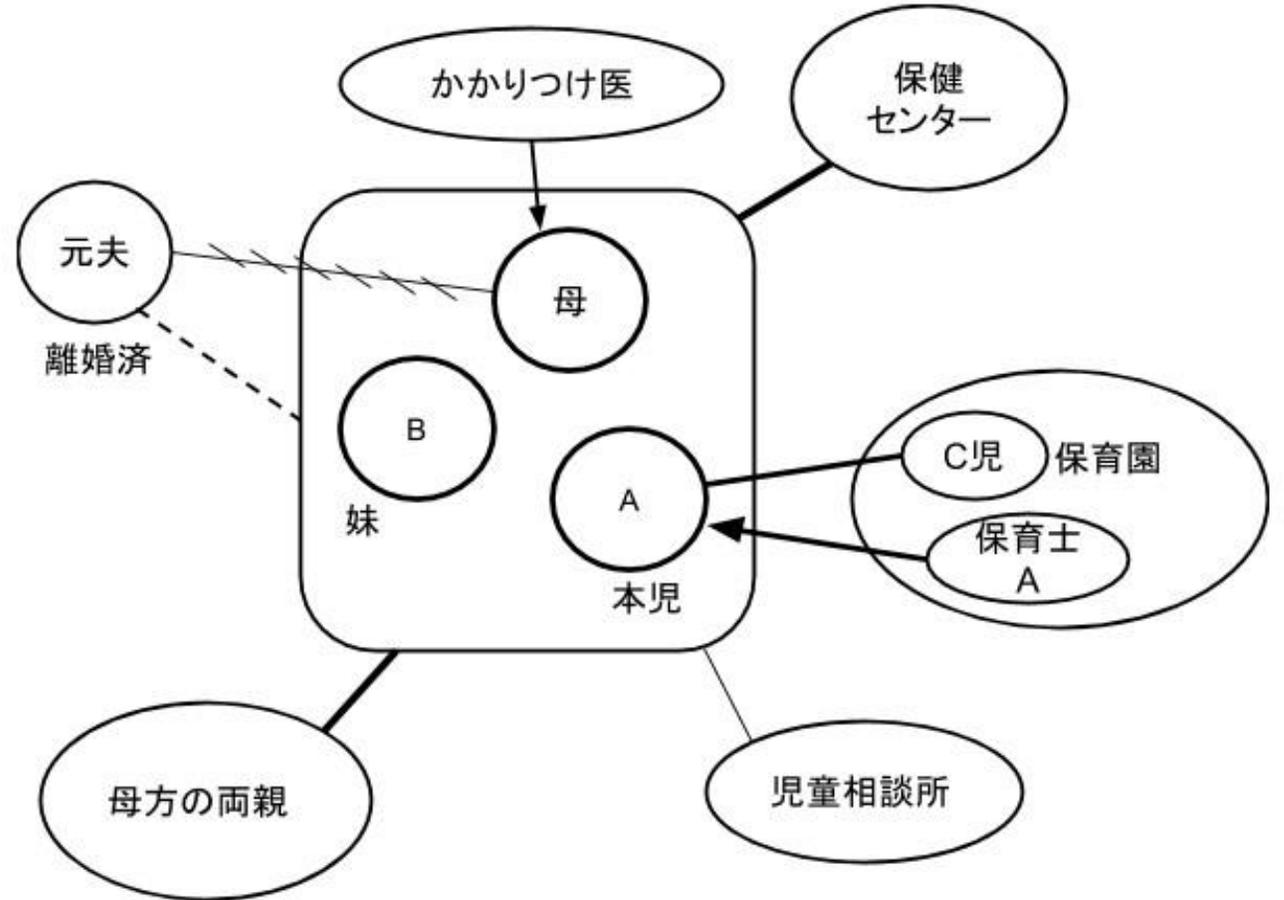
エコマップとは家族を中心として、その周辺にある社会資源（家族、兄弟姉妹、友人、近隣住民、医師、各種介護関連機関など）との相関関係を、ネットワークとして表現した地図のことです。

エコマップの目的は、複雑な家族の人間関係をアセスメント（評価）し、そこに課題や可能性、解消したい不和などを見出すことです。家族とその外部にいる人々や組織との関わりを「見える化」するためのツールです。

事前評価（アセスメント）

○エコマップ（生態地図）の例

普通の関係	—————
強い結びつき	—————
希薄な関係	- - - - -
対立関係	//////
働きかけの方向	—————>



グループに分かれて考えてみましょう！

※事前課題を使ってグループワーク

事前課題で記録した保護者はどんな保護者ですか？

グループに紹介してください【**個人情報に注意！**】

—約束事—

相手の批判は厳禁です（自由に表現することを保障してください）

知り得た情報について秘密保持を厳守してください

紹介する際は、年齢を変えたり、少し改変した内容で構いません。

支援計画（プランニング）

プランニングの目標【目標設定とスモールステップ】

- 解決すべきニーズ、課題を再度確認し、解決すべき優先順位をつける
- 優先順位をつけたニーズ・課題に基づいて目標を設定する
- 目標ごとに具体的な支援の計画を立てる（スモールステップ）
- ケース会議（事例会議）を経て、役割分担等をおこない、実践へ

ポイント

- ①目標設定について考える
- ②スモールステップのコツを知る

支援計画（プランニング）

○優先順位をつけたニーズ・課題に基づいて目標を設定する

例) 子どもの障がいを認めきれていない

⇒子どもに合わせたしつけや子育てをしている（対処能力）

⇒子どもの状況を理解し、社会資源（療育等）につながる（目標設定）

○目標ごとに具体的な支援の計画を立てる（スモールステップ）

例) ①子育てのしづらさや不安の受容と共有

②子どもへのかかわり方の方法やモデルの提示

③保育所等訪問や巡回指導、療育の紹介

④公的サービスの利用など社会的資源との仲介

⑤児童委員や民生委員、小学校への接続など関連機関との連携

支援計画（プランニング）

ケース会議（事例検討）

保護者支援は、一人の保育者がすべてを抱え込むべきではありません。チームワークでかかわることが重要となります。また、一つの事例を検討していくことで担任以外の保育者の知識や能力の向上につながり、ひいては園全体の保育力の向上につながることを意識しましょう。

○取り組んでみましょう！

事前学習で用意した保護者の事例の「願い（目標）」をかなえるためのスモールステップを考えてみましょう。

介入（インターベンション）、見直し（モニタリング）

介入・見直しの目標【働きかけと振り返り】

- 保護者に焦点をおいて、保護者の能力や人格に直接働きかける
- 保護者の環境に焦点をおいて、社会的環境（対人関係）の調整や社会資源の活用をはかる
- モニタリングをおこなう

ポイント

- ①対人援助技術について理解する
- ②組織的にかかわりや支援マップの活用について知る
- ③介入の記録とモニタリングについて理解する

介入（インターベンション）、見直し（モニタリング）

①対人援助技術

○質問技法

開いた質問：「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「なぜ」

閉じた質問：「はい」「いいえ」で答えられる質問

○明確化技法

励まし：「相づち」「繰り返し」

言い換え：相手が話した言葉を、わかりやすくして言い返す

○感情の反映技法

相手の感情を理解して反射する方法

「〇〇さんは、【悲しい、つらい、苦勞しているなど】のですね。」

介入（インターベンション）、見直し（モニタリング）

②組織的にかかわりや支援マップの活用について知る

○組織的にかかわり

児童虐待などの課題が生じる前に、「発見時の報告受付」「会議メンバー」「市役所等への連絡」「記録・伝達方法」などについて予め決めておく必要があります。

○支援マップ

保育園等が関係する社会資源について支援マップを作成しておくことと介入の際に参考資料となります。また、単に施設や機関名を記すだけではなく、担当者の名前などを記入したり、コミュニケーションをとっておくと支援につながりやすくなります（単元3 地域における子育て支援）

介入（インターベンション）、見直し（モニタリング）

③介入の記録と見直し（モニタリング）

○記録の活用

よい記録を書くためにはスキルが必要です。要録につながる記録や個人記録ポートフォリオやドキュメンテーション記録など様々な記録があります。支援計画にそった記録を作成し、評価につなげていくことが必要です。

○見直し（モニタリング）

実際のかかわりや記録から、プランニング（支援計画）で立てた目標やスモールステップの内容を修正していきましょう。

事後評価（エヴァリュエーション）

事後評価の目標【支援の終結】

- 評価方法、尺度をもちいて、支援の有効性と効率性を検討する
- スーパービジョンを活用する
- 終結に向けて準備をする

ポイント

- ①事後評価・終結のタイミングを知る
- ②終結に伴う保護者や子どもとの関係について知る
- ③スーパービジョンの方法を知る

事後評価（エヴァリュエーション）

①事後評価・終結のタイミング

- 支援計画で定めた期間をむかえたタイミング
- 園を退所したり、別の公的機関や施設が対応したりするタイミング
- 学年が変わるタイミング
- 小学校入学のタイミング

②終結に伴う保護者や子どもとの関係について知る

- 支援終結に伴う、不安と期待を理解し、次のステージでかかわる専門職や機関につなげる。
- これまでのプロセスを振り返り、肯定的に評価する。そのうえで、自立への道を示す。

事後評価（エヴァリュエーション）

③スーパービジョン

スーパーバイザー（助言者）が責任をもって、スーパーバイジー（相談者）に能力を生かして、より良い実践ができるように援助する過程。以下の機能がある。

- ・管理機能：保育者が自らの能力を発揮できるよう、チーム内の人間関係を調整したり、役割分担をする。
- ・教育機能：専門的経験から培った考え方や方法を伝えていく。
- ・支持機能：スーパーバイジーの伴走者として時には悩みを聞き、葛藤を乗り越えさせ、支えることが求められる

※これらの積み重ねが、園全体の強みとなり、保育力の向上につながっていく

単元③ 地域における子育て支援

～ポイント～

- ①社会資源について理解する
- ②保護者支援・子育て支援に関連する法制度を整理し、理解する
- ③保護者支援・子育て支援に関連する社会資源・専門職を知る

～次回、研修に向けて～

社会資源について

○社会資源を理解する意義

家族の抱える課題は、多様化し、複雑化・深刻化している側面がある。一つの施設や機関で、また、保育士のみですべてを援助することは難しい。

そのために、子育てに関係するさまざまな関係機関や関係者をつながりを持ち網の目のようにネットワークを構築することが必要となる。

特に、保育所は、家族の抱える課題を発見したり、相談を受けたりする窓口となりやすいことから、支援の中心的な立ち位置にある。

保育所を中心とした、地域の社会資源について理解を深め、これまでのつながりを考える機会にしてもらいたい。

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

1) 家庭全体を支えることを目的とした法制度

①児童福祉法

②子どもに対する経済的支援制度（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）

③生活保護制度

④民法

⑤育児休業の関する法律

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

2) 保護者を中心とした支援を行う場合に有効な法制度

①母子及び父子並びに寡婦福祉法

②母子保健法

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

3) 子どもを中心とした支援を行う場合に有効な法制度

①児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

○子どもに対する経済的支援制度

①児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

②児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

③特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

○生活保護制度

日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

○母子保健法

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

○児童虐待防止法 第2条

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もつて児童の権利利益の擁護に資する

保護者支援・子育て支援に関連する法制度

2019年

虐待相談件数：159,850件（速報値）

⇒ 前年比約2万6千件増加

虐待に関連した死亡件数：58件、65名（心中含む）

※0歳児が28名（53.8%） 【0か月が14名】

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

公的機関・施設等

- 児童相談所：子育てに関する相談、児童虐待への専門的対応、一時保護、市町村への援助、里親委託、施設入所等の措置
- 福祉事務所：子どもから高齢者までの生活や障がいなどの支援を受けるための事務を行う
- 市町村：保育所等の利用申請窓口、児童手当等の申請窓口、児童虐待の第一次窓口、子育て支援に関する計画・推進・実施を担う
- 保健所：子育て世代包括支援センターの設置に伴い、連携の中心的役割を担う

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

○社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度などの申請窓口、地域福祉の中心的役割を担う

生活福祉資金貸付制度の種類

①総合支援資金：生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

②福祉資金：福祉費、緊急小口資金

③教育支援資金：教育支援費、就学資金費

④不動産担保型生活資金：低所得世帯、要保護世帯

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

○児童発達支援センター

：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う

～保育所等訪問支援事業～

障害者自立支援法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、発達に気がかりなところがある児童への支援事業として、児童発達支援の専門スタッフが幼稚園や保育園等に訪問し、集団生活に加わりながら、児童本人への「直接支援」と該当施設のスタッフへ「関節支援」を提供するサービス

地域の専門機関等との連携

保育所等訪問支援【児童福祉法第6条の2の2】 ⑥

保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児 【中略】当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

※申請者及び対象児

申請者：保護者【保育所等は申請者になれません】

対象：保育所等に通い、集団での生活や適応に専門的支援が必要である子どもです。

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

○母子健康包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する施設

対象者：妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前児童）とその保護者

※鹿児島県：17市15町村の37箇所に設置されています

グループに分かれて考えてみましょう！

- 発達に課題のある子どもとその保護者の方への関りを想定して他機関・他施設
保育士以外の専門職との連携や調整で難しいと感じていることなどがあれば
情報を共有してください **【個人情報に注意】**

—メモ欄—

特に配慮の必要な子どもとは・・・

- ①貧困状況に置かれた子ども
- ②定住外国人の子ども（外国籍の子ども）
- ③保護者に精神的な課題がある子ども
- ④LGBT（性的少数者、セクシャルマイノリティ）の子ども
- ⑤その他、子どもの健全育成に支障となる事情を抱える子ども

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

○専門職

1) 児童委員の役割

- ①児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておく
- ②児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う
- ③児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する
- ④児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する
- ⑤児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める
- ⑥必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う

保護者支援・子育て支援に関連する機関・専門職

2) 主任児童委員の役割

①学校等と家庭の間にある地域社会の見守り役

地域に潜在した情報が集まる存在、孤立した家庭に地域住民と関わるきっかけを創出する存在、子育てに悩む保護者を関係機関に繋ぎ、負担等を軽減する存在

②関係機関や専門職への橋渡し役

虐待や子育て不安からくるSOSのサインを見逃さないよう、地域に潜在する情報にアンテナを立て、緊急性の高い事案は専門機関に対応を委ねる

③関係機関・専門職との連携

専門機関と連携をはかり、地域が一体となって子どもや家庭の状況を把握できるように関係各所を結ぶ調整役

～次回、研修会に向けて～

次回、研修会の内容

単元3 地域における子育て支援の続き

事前課題：支援マップの作成

単元4 虐待防止

事前課題：虐待を発見した際の連絡体制

単元5 関係機関との連携、地域資源の活用